

退職所得に係る市民税・県民税について

所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に特別徴収することとされています。

平成27年1月1日現在、志木市に住所を有する方が平成26年中に退職手当等の支払いを受ける場合は、他の所得と区分して市民税・県民税を徴収してください。

① 納入方法

退職手当等が支払われる際に、計算・徴収し、徴収した月の翌月10日（金融機関等が休みの場合は、その翌営業日）までに特別徴収の納入書により納入してください。

納入書がない場合は、担当までご請求ください。

② 税額の計算

表1より「退職所得控除額」を求め、退職手当等の収入から差し引いた後の金額に1/2を乗じて得た額に、表2の税率をかけて計算します。ただし、役員等としての勤続年数が5年以内の方における役員退職手当等は1/2を乗じずに表2の税率をかけて計算します。

表1

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数 *80万円に満たないときは80万円
20年を超える場合	80万円+70万円×(勤続年数-20年)

※在職中に障害者となったことにより退職した場合は、上記により計算した控除額に100万円が加算されます。

表2

税	率
市民税	6%
県民税	4%

退職所得に係る市民税・県民税の計算例

勤続25年で退職し、14,223,632円の退職手当等を受けた場合

- 就職年月日 平成3年4月1日
- 退職年月日 平成27年7月25日
- 退職金の額 14,223,632円
- 勤続年数 24年3ヶ月 → 25年
*1年未満の端数がある時は、その端数は1年に切り上げます

退職所得控除額

$$800万円 + 70万円 \times (25年 - 20年) = 1,150万円$$

退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2^注

$$(14,223,632円 - 11,500,000円) \times 1/2 = 1,361,816円 \rightarrow 1,361,000円$$

*1,000円未満の端数は切捨て

市民税額

$$1,361,000円 \times 6\% = 81,660円 \rightarrow 81,600円$$

*100円未満の端数がある場合は切捨て

県民税額

$$1,361,000円 \times 4\% = 54,440円 \rightarrow 54,400円$$

*100円未満の端数がある場合は切捨て

注) 勤続年数が5年以内の法人役員等の退職所得の金額計算について、退職所得控除額を控除した残額を1/2する措置が廃止されました。勤続年数が5年以内の法人役員等の場合は、納入書裏面「納入申告書」の余白部分にその旨を記入してください。

◎ 「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」も用意しております。送付を希望する場合はご連絡ください。